

令和6年 鳴門市保育施設利用調整指数

利用区分「必要性」はひとりの保護者につき1つの選択とするが、「優先利用」は該当する項目全てを選択する。

理由区分	内容	指数
必要性	就労（月 150 時間以上又は単身赴任）	1 2
必要性	就労（月 120 時間以上 150 時間未満）	1 0
必要性	就労（月 90 時間以上 120 時間未満）	8
必要性	就労（月 60 時間以上 90 時間未満）	6
必要性	就労（月 48 時間以上 60 時間未満）	5
必要性	妊娠・出産	1 0
必要性	疾病・負傷（1 か月以上の入院・入院見込み）	1 2
必要性	疾病・負傷（上記以外）	1 0
必要性	障がい（身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級、聴覚障害者手帳 2 級、3 級、療育手帳 A の交付を受けていて家庭保育が困難な場合）	1 2
必要性	障がい（身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、聴覚障害者手帳 4 級、療育手帳 B の交付を受けていて家庭保育が困難な場合）	1 0
必要性	障がい（身体障害者手帳 4 級、5 級の交付を受けていて家庭保育が困難な場合）	5
必要性	介護・看護（常時）	1 2
必要性	介護・看護（月 120 時間以上 150 時間未満）	1 0
必要性	介護・看護（月 90 時間以上 120 時間未満）	8
必要性	介護・看護（月 48 時間以上 90 時間未満）	5
必要性	災害復旧	1 2
必要性	起業・求職活動	2
必要性	就学（通信教育を除く）	1 0
必要性	就学（通信教育）	6
必要性	虐待・DV	1 2
必要性	育児休業（1 年以内。継続児童に限る）	—
必要性	保育の必要があると市長が認めるもの（軽易）	8
必要性	保育の必要があると市長が認めるもの（重大）	1 5
優先利用	ひとり親世帯	1 5
優先利用	虐待・DV等	8
優先利用	生活保護世帯で保育所利用により自立が見込まれる	5
優先利用	生計中心者の失業（3 か月以内のもの）	5
優先利用	連続して同一施設を利用する	1 0
優先利用	利用施設等の年齢制限等による施設移動	8
優先利用	兄弟が支給認定を受け、施設等を現に利用している	5

優先利用	鳴門市の保育所、認定こども園、幼稚園に勤務する（月 150 時間以上） 保育士、保育教諭、子育て支援事業担当者又は幼稚園教職員の子ども	10
優先利用	鳴門市の保育所、認定こども園、幼稚園に勤務する（月 120 時間以上） 保育士、保育教諭、子育て支援事業担当者又は幼稚園教職員の子ども	8
優先利用	鳴門市の保育所、認定こども園、幼稚園に勤務する（月 90 時間以上） 保育士、保育教諭、子育て支援事業担当者又は幼稚園教職員の子ども	5
優先利用	利用児童が障がい児	6
優先利用	育児休業明けによる復職	3
優先利用	母親の育児休業、出産により退所した児童が再利用する場合（退所後 1年以内に限る）	4
優先利用	多子世帯（3子以上の子を養育している世帯）	3
優先利用	利用保留により継続審査中の子ども（申請が同一年度のものに限り、 自己都合による利用保留を除く）	3
優先利用	統廃合予定施設利用児童であって、その施設利用承諾期間の終期が統 廃合後となっている児童が当該施設と連携する施設（同一法人が運営 する施設に限る）を利用する	15
優先利用	特に優先されると市長が認めるもの（軽易）	4
優先利用	特に優先されると市長が認めるもの（重大）	8
優先利用	3か月以上利用者負担額の未納がある	▲8
優先利用	正当な理由なく証明書類の提出がないもの	▲8
優先利用	正当な理由なく施設等の利用内定を辞退した（利用年度が同一年度内 の申請に限る）	▲5

指数による選考を行った結果、同順位となった児童について、さらに調整が必要な場合は、当該同順位の児童を次の基準で選考する。

順位	優先すべき事由
1位	同一施設の連続利用のもの
2位	同一施設に兄弟がいるもの
3位	優先利用加点があるもの
4位	近隣施設を兄弟が利用しているもの
5位	1位から4位のほか、希望理由に他者に優先されると認められる特段 の事情を記載しているもの
6位	就労時間の短い保護者で比べて就労時間の長いもの
7位	就労時間の長い保護者で比べて就労時間の長いもの
8位	通勤距離の短い保護者で比べて通勤距離の長いもの
9位	保護者すべてが市内に居住しているもの